

改正

令和 4 年 11 月 14 日 告示第 507 号

始良市要支援者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 4 号及び始良市地域生活支援事業実施規則（令和 3 年始良市規則第 7 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長が、判断能力が十分でない知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図ることを目的として行う、要支援者の成年後見制度利用に対する支援（以下「支援」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(支援の種類)

第 3 条 支援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定に基づき、市長が家庭裁判所に対して行う次に掲げる審判の請求（以下「審判の請求」という。）

ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 7 条に規定する後見開始の審判

イ 民法第 11 条に規定する保佐開始の審判

ウ 民法第 13 条第 2 項に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する旨の審判

エ 民法第 876 条の 4 第 1 項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判

オ 民法第 15 条第 1 項に規定する補助開始の審判

カ 民法第 17 条第 1 項に規定する補助人の同意を要する旨の審判

キ 民法第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

- (2) 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 39 条並びに別表第 1 の 13 の項、31 の項及び 50 の項に規定する報酬の付与の審判により家庭裁判所が決定した成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬（以下「成年後見人等の報酬」という。）の助成

(対象者)

第4条 支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、本市に住所を有する要支援者で、意思能力に乏しく、日常生活を営むことに支障があると認められる者とする。この場合において、支援を受けようとする者が本市以外の市町村に所在する別表に掲げる施設等に入所し、又は入院しており、かつ、当該施設等への入所又は入院前に本市に住所を有していたときは、本市に住所を有するものとみなすことができる。

（審判の請求の要請）

第5条 審判の請求を市長に要請することができる者は、次に掲げる者とする。

- （1） 法に規定する障害者支援施設及び相談支援事業を行う事業所の職員
- （2） 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所の職員
- （3） 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所の職員
- （4） 民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員
- （5） 支援対象者の日常生活の援助を行う者
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が要請を行うことが適当と認める者

2 審判の請求を要請しようとする者は、始良市後見開始等審判の請求要請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（審判の請求の決定）

第6条 市長は、前条第2項に規定する審判の請求の要請があった場合において、次に掲げる事項についてその内容を調査し、支援を行うことが必要と認めたときは、審判の請求を行うものとする。

- （1） 事理を弁識する支援対象者の能力の程度
- （2） 支援対象者の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による支援対象者保護の可能性
- （3） 支援対象者又は親族等が審判の請求を行う意思の有無
- （4） 市長又は関係機関が行う各種施策の活用による支援対象者に対する支援策の効果

2 前項の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族が審判請求を行うことが明らかであるときは、市長は審判請求を行わないものとする。

3 市長は、第1項第3号に規定する親族等の意思の有無調査は、文書により行うものとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

（審判の請求に要する費用の負担）

第7条 市長は、家事事件手続法第28条第1項の規定により、審判の請求に係る申立手数料、登記

手数料及び鑑定費用を負担するものとする。

2 市長は、家事事件手続法第28条第2項の規定により、前項に規定する費用の全部又は一部について、支援対象者本人の負担を命ずる審判（以下「費用負担命令審判」という。）を併せて申し立てるものとする。ただし、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条に規定する中国残留邦人等（以下「中国残留邦人等」という。）

（2）活用できる資産及び貯蓄がなく、審判の請求に要する費用を負担することにより、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）となる者

（3）前2号に掲げる者のほか、審判の請求に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者

3 市長は、支援対象者が前項第2号に規定する者であるかどうかを、生活保護法、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）及び生活保護法による保護の実施要領（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通達）に規定する基準その他生活保護の認定に係る基準により判断するものとする。

4 市長は、費用負担命令審判において、審査の請求に要した費用の全部又は一部を支援対象者が負担する旨の命令がなされたときは、始良市後見開始等審判の請求費用請求書（様式第2号）により、支援対象者の成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対して当該費用を請求するものとする。

（報酬の助成対象者）

第8条 支援対象者又は成年後見人等は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、成年後見人等の報酬について、その全部又は一部の助成を受けることができる。

（1）被保護者及び中国残留邦人等

（2）活用できる資産及び貯蓄がなく、成年後見人等の報酬を負担することにより、要保護者となる者

（3）前2号に掲げる者のほか、成年後見人等の報酬を負担することが困難であると市長が認める者

2 市長は、支援対象者が前項第2号に規定する者であるかどうかを、生活保護法、生活保護法に

よる保護の基準及び生活保護法による保護の実施要領に規定する基準その他生活保護の認定に係る基準により判断するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成の対象としない。

- (1) 支援対象者の成年後見人等が親族等である場合
 - (2) 支援対象者が、本市以外の自治体又は団体等の実施する制度により、助成を受けられる場合
- (助成金の額)

第9条 成年後見人等の報酬に係る助成金（以下「助成金」という。）の額は、家庭裁判所が決定した報酬額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 支援対象者の生活の根拠が在宅である場合 月額28,000円
- (2) 支援対象者の生活の根拠が施設である場合 月額18,000円

(助成金の申請)

第10条 助成金を受けようとする者は、家庭裁判所の審判があった日から起算して3か月以内に、始良市要支援者に係る成年後見等報酬助成金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所からの報酬付与審判決定書の写し
- (2) 収支報告書
- (3) 後見事務報告書
- (4) 財産状況の分かる書類（財産目録の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 成年後見人等の報酬に係る助成の対象期間は、助成の申請を行った日から起算して2年前の日が属する月までとする。

(助成金の交付決定)

第11条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、その旨を始良市要支援者に係る成年後見人等報酬助成金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第12条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者が助成金を請求しようとするときは、始良市要支援者に係る成年後見人等報酬助成金請求書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(譲渡及び担保の禁止)

第13条 助成金の請求権は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(成年後見人等の報告義務)

第14条 第11条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、申請書（添付書類を含む。）の記載事項、支援対象者の資産状況等に変更を生じたときは、始良市要支援者に係る成年後見人等報酬助成金申請事項変更報告書（様式第6号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第15条 市長は、第11条の規定により助成金の交付の決定を受けた支援対象者又はその成年後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 支援対象者、成年後見人等、親族その他関係人が、成年後見人等の報酬の助成に関し、虚偽の申出をしていたとき。
- (2) 助成金を成年後見人等の報酬以外の目的に使用していたとき。
- (3) 成年後見人等を解任したとき。
- (4) その他不正の手段により助成金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(助成金の交付決定の取消し、返還等)

第16条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、始良市要支援者に係る成年後見人等報酬助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により助成金の返還を求めるときは、始良市成年後見人等報酬助成金返還請求書（様式第8号）により通知するものとする。

(利用終了の届出)

第17条 支援対象者の成年後見制度の利用が終了したときは、その成年後見人等であった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(雑則)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(始良市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部改正)

2 始良市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成23年始良市告示第88号）の一部を次のように

改める。

(次のよう略)

(経過措置)

- 3 始良市要支援者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の施行の際、現に改正前の始良市地域生活支援事業実施要綱(平成23年始良市告示第88号)に基づいてなされた手続その他の行為は、始良市要支援者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (令和4年11月14日告示第507号)

この告示は、令和4年11月14日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

根拠法令	施設等名称
生活保護法	保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設、共同生活援助が提供される施設
医療法	医療提供施設 (ただし、3か月を超えて入院した場合に限る。)
—	その他市長が認める施設